

令和元年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 元年 5月27日（月）

午前 9時57分 開 会

午前11時58分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 6 報告第 2号 平成30年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第 7 令和元年度市政執行方針及び補正予算大綱説明、教育行政執行方針
 - 議案第 1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第 2号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第 7号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第 8号 滝川市民会館条例を廃止する条例

○追加日程

- 日程第 8 議案第 3号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第 9 議案第 4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 9号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第10号 訴えの提起について
- 日程第14 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（16名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	6番	渡 邊 龍 之 君
7番	関 藤 龍 也 君	8番	寄 谷 猛 男 君
9番	佐々木 和 代 君	10番	安 樂 良 幸 君

1 1 番 本 間 保 昭 君
 1 3 番 柴 田 文 男 君
 1 5 番 水 口 典 一 君

1 2 番 田 村 勇 君
 1 4 番 荒 木 文 一 君
 1 6 番 東 元 勝 己 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君
 教 育 長 山 崎 猛 君
 総 務 部 長 中 島 純 一 君
 市 民 生 活 部 長 浦 川 学 央 君
 産 業 振 興 部 長 長 瀬 文 敬 君
 市立病院事務部長 椿 真 人 君
 教育部指導参事 廣 瀬 一 仁 君
 総 務 課 長 深 村 栄 司 君
 財 政 課 長 堀之内 孝 則 君

副 市 長 千 田 史 朗 君
 会 計 管 理 者 田 湯 宏 昌 君
 総 務 部 次 長 柳 圭 史 君
 保 健 福 祉 部 長 国 嶋 隆 雄 君
 建 設 部 長 山 崎 智 弘 君
 教 育 部 長 田 中 嘉 樹 君
 監 査 事 務 局 長 杉 原 慶 紀 君
 企 画 課 長 稲 井 健 二 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 竹 谷 和 徳 君
 書 記 村 井 理 君

次 長 菊 田 健 二 君
 書 記 池 田 茂 喜 君

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和元年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において木下議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月7日までの12日間といたしたいと思いをます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和元年第2回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。平成31年2月19日から令和元年5月13日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。私からは、別途以下の

件につきまして口頭でご報告を申し上げます。

最初に、陸上自衛隊滝川駐屯地第10普通科連隊の即応機動連隊化についてです。25防衛大綱に基づき、陸上自衛隊として各種事態に即応するため、第11旅団が高い機動力や警戒能力を備えるべく機動運用を基本とする起動旅団へと改編されたことに伴い、3月26日をもって陸上自衛隊滝川駐屯地第10普通科連隊は、第10即応機動連隊へと改編されました。陸上自衛隊が滝川市に駐屯して以来、長年にわたり市はもとより地域の関係団体が連携を図りながら、自衛隊の維持及び充実、促進を支援させていただいてきた経緯を踏まえ、滝川市としても今回の改編を受けて、自衛隊と地域との相互信頼関係をさらに緊密なものとしてまいりたいと考えております。今回の改編に伴い、新たに隊員約350人が配備され、隊員の皆様はもとより、あわせてそのご家族様をお迎えするという点では、滝川市にとっては人口の増加はもちろんです、地域経済の活性化やまちの活気といった点からも大きなインパクトを伴う効果が期待できるものと考えております。我が国の防衛はもとより地域の安全、安心を支え、社会活動などへの貢献など、滝川市にとっても自衛隊がさまざまな見地から重要な存在であることを踏まえ、今後も関係団体等との協力のもとで引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。

最後に、改編後初となる陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念事業市中パレードが7月6日にベルロードにて、市中パレード協賛会により実施されることとなっております。新たな第10即応機動連隊及び滝川駐屯所在部隊の初めてのお披露目の場となりますことから、ぜひとも多くの市民の皆様にもご観覧いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は4月から5月前半にかけて天候に恵まれ、気温の高い日が続き、日照時間も長かったことから、農作業、作物の生育ともに順調に進んでいます。5月15日現在の主な作物の生育状況ですが、水稻は、日照に恵まれたため苗は順調に生育し、移植作業は例年より早く進んでいます。秋まき小麦は、積雪期間が短く越冬状況が良好であったため、生育は平年より3日早く進んでいます。タマネギは、好天により移植は平年より10日早く終了しましたが、一部に低温による植え傷みが見られました。リンゴは、平年より4日早い4月22日に発芽し、生育も発芽期同様4日早く進んでいます。菜種は、越冬状況が良好であったため順調に生育し、開花期を平年より3日早い5月12日に迎え、18、19日に開催されたたきかわ菜の花まつりでは、満開に近い菜の花畑を多くの皆様にごらんいただくことができました。以上のように現在のところいずれの作物も生育は良好ですが、引き続き状況を注視していくとともに、このまま生育が順調に推移することを期待しております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

平成31年2月19日から令和元年5月13日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下2点について口頭でご報告申し上げます。

1点目、コミュニティ・スクールについてです。今年度から制度導入を目指し準備を進めてまい

りましたコミュニティ・スクールですが、昨年末に開催いたしました準備委員会での議論を参考に、小中学校9年間の子供たちの成長を見守るため、中学校区ごとに学校運営協議会を設置いたしました。4月15日には明苑中学校区にて初回の会議が開催され、地域の皆様や保護者、学校関係者を委員として、ことし1年間の学校経営方針について協議をいただいたほか、学校の活動状況や課題について情報共有をしたところでもあります。また、本日5月27日には江部乙中学校区、あす28日には江陵中学校区で開催されますほか、来月6日には開西中学校区での開催も予定されております。地域とともにある学校づくりを目指し、各協議会での取り組みがよりよい活動になるよう活発なご議論を期待しているところであります。

次に、2点目、岩橋英遠特別展についてです。日本画家、岩橋英遠の没後20年の節目の年に際して、「道産子の魂 アトリエの英遠」を来月15日から美術自然史館にて開催いたします。神奈川県相模原市の自宅アトリエに残され、ご遺族が生前のままに守り続けてきた作品、資料等が昨年10月、NPO法人岩橋ふるさと北辰振興会から滝川市に寄贈されました。日本美術院展などに出品した日本画3点のほか、代表作「道産子追憶之巻」の素描、日本画の秀作及び数多くのスケッチ帳、アトリエで使っていた机や筆、岩絵の具、さらには安田靉彦ら著名な日本画家たちとの交流を示す手紙や写真など極めて貴重な資料が美術自然史館に新たに収蔵されたところでもあります。今回の特別展では、日本初公開となるこれら寄贈を受けた作品、資料等を展示するほか、アトリエの様子も会場に再現し、これまで知られていなかった創作過程も紹介しながら岩橋英遠の道産子の魂に迫ります。8月25日までの会期中は、講演会や子供向けワークショップ「たきかわっ子追憶之巻を描こう」、江部乙の丘陵地をめぐる道産子追憶之巻フットパスなど、特別展に合わせたさまざまな普及事業にも取り組みます。また、本特別展終了後の9月には北海道立旭川美術館において没後20年岩橋英遠展が開催されますが、同館からの要望に応え、美術自然史館で収蔵する作品を初めスケッチ等の資料や遺品を出品する予定です。

以上2点を申し上げまして口頭での教育行政報告といたします。

○議長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 平成30年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第5、報告第1号 平成30年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 平成30年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成30年度滝川市一般会計補正予算（第8号）において、下水道事業会計出資金や国の補正予算（第2号）に対応するための事業など4事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す4事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

4款1項、下水道事業会計出資金、翌年度繰越額4,434万1,000円、これに係る財源内訳ですが、未収金の特定財源として国庫支出金が4,434万1,000円でございます。

6款1項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額2,262万5,000円、これに係る財源内訳ですが、未収金の特定財源として地方債が2,260万円で一般財源が2万5,000円でございます。

7款1項、プレミアム付商品券事業、翌年度繰越額369万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収金の特定財源として国庫支出金が369万7,000円でございます。

9款1項、FM予備送信所設置工事、翌年度繰越額1,290万6,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が645万3,000円で一般財源が645万3,000円でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 平成30年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長 長 日程第6、報告第2号 平成30年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号 平成30年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてご説明をいたします。

今回の繰越しの理由ですが、北海道により道内の自治体に配分された下水道事業に関する社会資本整備総合交付金の事業間調整が行われた結果、当市として合流改善事業の進捗を図るため、交付金の追加要望を行っておりましたが、平成31年2月に交付金の追加が決定となりました。工事につきましては、冬期施工が困難でありますことから、本年9月末を工期の予定といたしまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙の繰越計算書のとおりに報告するものでございます。

平成30年度滝川市下水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。1款1項建設改良費のう

ち社会資本整備総合交付金事業の翌年度繰越額 8, 866 万 160 円、これに係る財源内訳ですが、交付金 4, 433 万 80 円、企業債 4, 430 万円、出資金 3 万 80 円でございます。

以上で報告第 2 号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第 2 号は、報告済みといたします。

◎日程第 7 令和元年度市政執行方針及び補正予算大綱説明、教育行政執行方針

議案第 1 号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 2 号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 滝川市民会館条例を廃止する条例

○議 長 日程第 7、令和元年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針並びに議案第 1 号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 2 号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 7 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第 8 号 滝川市民会館条例を廃止する条例を一括議題といたします。

なお、本日の日程は、市政執行方針等の説明並びに議案第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 8 号の提案理由の説明までとし、議案第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 8 号に対する質疑、討論、採決につきましては、今期定例会最終日の代表質問の日程の次に行うことといたします。

それでは、令和元年度市政執行方針及び補正予算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 それでは、令和元年第 2 回滝川市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様申し上げます。

私は、このたびの滝川市長選挙において、3 期目当選の榮譽をいただき、これから 4 年間の市政のかじ取り役を任せていただくこととなりました。

これまでの 2 期 8 年間は、さまざまな市政課題に向き合い取り組みを進めてきましたが、3 期目におきましても、地域医療の確保や鉄道の維持などといった新たな課題にも目を背けず、全力で課題解決に当たってまいります。

まずは、市立病院の経営改善と行財政改革に重点的に取り組み、地域医療の拠点を維持するとともに、民間活力を生かした地域経済の活性化や足腰の強い財政基盤の確立を目指します。安定的な市政運営により、将来にわたって市民生活を守り、行政サービスを低下させないことが今期私に与えられた重要な役割だと認識しています。

今年度は、5 カ年計画である「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度に当たり、今後に向けて人口減少対策や少子化対策などを検証する重要な年になります。引き続き人口減少に

歯どめをかけるべく対策を講じる一方で、将来にわたる一定程度の人口減少を見据え、市民生活に必要な都市機能を整えていくこともあわせて必要だと考えています。

子育て環境の充実や中心市街地のにぎわい創出、災害対策など、取り組むべき課題が山積する中、このまちを守り育てていくために気を引き締めて職務に当たる考えです。

新しい元号「令和」となり、新たな時代をつくる責任の重さを改めて感じているところですが、「このまちに住んでよかった」と思っていただけのように、市民の皆様とともに、夢と希望を持てるまちづくりに邁進する所存です。

滝川新時代に向けた、新たな「1 1 + 1（イレブン・プラス・ワン）」を掲げ、職員とともに一丸となり「チーム滝川」の意識を持って全力で取り組んでまいります。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について、次の7つの柱に基づき、各施策の概要を申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農商工連携事業については、ブドウ栽培やワイン醸造による地域振興や、農業者・商工業者の有機的な連携が図られるよう、6次産業化など国の支援メニューの活用を含めて、ニーズに応じた支援を行うとともに官民連携の強化に努めます。

農業・農村社会を維持するため、地域の中心となる経営体である認定農業者のほか、将来の本市農業の担い手となる農業後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。

農業経営の省力化や低コスト化を推進するため、道営土地改良事業による農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるとともに、関係機関と連携し地域ニーズに対応したICT技術の導入を進めます。

地元企業の人手不足解消と若年層の地元定着を図るため、中空知管内の自治体と連携し、「就職支援セミナー」や「企業見学バスツアー」を新たに実施するとともに、中空知圏域の企業が一堂に会した合同企業説明会を引き続き開催します。

国庫補助事業の「プレミアム付商品券事業」については、低所得者・子育て世帯を対象に消費税率改定に伴い、消費に与える影響を緩和するため商品券発行事業を実施し、地域における消費需要を喚起・下支えし、地域経済の活性化を図ります。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについて」です。

観光振興や国際交流のさらなる推進と交流人口の増加を図るため、中心市街地に「（仮称）たきかわ観光国際交流スクエア」を開設するほか、インバウンド観光の推進に向け、ホームページやSNSなどを活用した魅力発信を行います。

外国人人材の活用促進のため、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）が実施する「自治体職員協力交流事業」と「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用して、人材交流基盤の構築に取り組みます。また、増加する外国人観光客や各種技術研修員などが快適に滞在できるよう、宿泊先や飲食店などの外国語表記の整備や情報発信など受け入れ環境の充実を図ります。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて」です。

平成30年度に行った、滝川市都市計画マスタープランの部分見直しの内容に基づき、よりにぎ

わいのある中心市街地を形成するため、用途地域や特別用途地区などの見直しに取り組みます。

下水道事業において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「公共下水道事業経営戦略」の策定に向けた取り組みを進めます。

泉町土地区画整理事業については、都市内交通の円滑化と土地利用の増進のため、引き続き西2号通改良工事などを実施し、新設街路の完成に向けて取り組みます。

安全で円滑な道路交通を確保するため、西町幸町152号線などの道路改良舗装工事と西1号通り線などの舗装新設工事を実施するとともに、橋梁の長寿命化に向け「池の前橋」などの修繕工事を行い、道路や橋梁の整備・維持に努めます。

公園整備事業については、新たに建設予定の二の坂保育所が隣接することとなる「滝の川公園」の遊具の更新を行うほか、老朽化したテニスコートの改修に向けて現況調査を行い、緑の基本計画をもとに公園長寿命化計画の改定を行います。

開西団地再編整備については、低所得の高齢者や子育て世帯の住環境を充実させるため、民間事業者が既存公営住宅を改修し、「サービス付き高齢者向け住宅」や「子育て世帯支援向け賃貸住宅」として運営を行う、官民連携の新たな整備手法を取り入れた住宅施策に取り組みます。

子育て世帯の住環境の充実を図るため、優良な住宅ストックを活用した「住みかえ支援補助事業」を引き続き実施するとともに、安全・安心な住宅ストックを形成するため、住宅の耐震化を促進する「住宅改修補助事業」を継続します。また、移住・定住の促進、高品質な住宅の建築促進と地域経済の活性化を目指し、一戸建て住宅の建築や購入を支援する「新築住宅助成事業」を継続します。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて」です。

JR北海道の鉄道事業の見直しに伴い、「当社単独では維持することが困難な線区」と位置づけられたJR根室本線（滝川～富良野間）の維持・存続に向けては、JR北海道が策定した事業計画（アクションプラン）に掲げる利用促進策などを実行するとともに、国・北海道・沿線自治体と協調して、利用促進に資することを目的とした短期的な支援策を講じます。また、持続可能な公共交通の確保と中長期的な鉄道の維持に向けては、北海道とも連携しながら、根室本線対策協議会などを通じて検討を進めます。

市民の移動手段である市内バス路線を維持・確保するため、地域公共交通活性化協議会などにおいて、利用促進策や、より効率的な運行方法などについて協議を行うとともに必要な対策を講じます。

国民健康保険の特定健診については、生活習慣病の早期発見や重症化予防のため、AI（人工知能）を活用したデータ分析をもとに、より効率的な受診勧奨を行うなど、受診率の向上を目指し、未受診者対策に取り組みます。

後期高齢者医療保険の健康診査については、受診に係る自己負担額を引き続き無料とするほか、受診可能な医療機関の拡大や腎機能検査の追加による検査項目の拡充を図り、受診率のさらなる向上に努めます。

がんに対する正しい知識と検診の重要性について普及・啓発を図るため、「第51回がん予防道

民大会」を開催し、さらなる健康意識の向上とがん検診の受診者増を目指します。

火災や救助活動において初動対応を強化するため、最新鋭の救助資機材を登載した水槽つき消防ポンプ自動車を更新するほか、冬季の安全・安心な道路交通網を確保するため、小型ロータリー除雪車と除雪トラックを更新します。

防災対策については、「滝川市避難所見直しの基本方針」に基づき、避難所の適正化を図るための見直しを行うとともに、滝川市災害対策本部の重要な通信手段となっている防災行政無線のデジタル化に向けて実施設計を行います。

また、石狩川滝川地区水害タイムラインの来年度の本運用に向け、関係機関と準備を進めるほか、初めての北海道開催となる水防災タイムライン・カンファレンス全国大会の実行委員会に参加することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指します。

避難所において停電時の電力供給を確保するため、滝川市スポーツセンター第1体育館と東滝川地区転作研修センターの外部電源切り換え盤工事を行います。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて」です。

二の坂保育所の建てかえに向け、設置主体となる社会福祉法人滝川市社会福祉事業団による実施設計や建設工事が円滑に進むよう支援します。

10月からの実施が見込まれる幼児教育・保育の無償化については、国の制度に基づき、適切に対応します。

平成30年度に実施した、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえ、関係機関などで構成する滝川市子ども・子育て会議を通じて検討を行い、令和2年度から5カ年の「第2期滝川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」において喫緊の課題である幼児保育コースの学生確保と卒業後の地元就職を推進する取り組みを進めます。

北海道医療大学との連携については、包括連携協定に基づき、滝川市立高等看護学院への講師派遣を初め、介護予防講座の開催など各種研修事業を継続するとともに、「北海道医療大学・滝川市連携推進協議会」を通じて、相互の資源を生かした連携を進めます。

次に、「市民が活躍するまちづくりについて」です。

農村環境改善センターに江部乙地区コミュニティセンターの機能を集約し、江部乙地域におけるコミュニティ活動の拠点を形成するため、従来の支所機能や児童館機能を確保するほか、誰もが気軽に交流できる”集いの場”を新設するなど、機能の充実や利便性の向上を図るための改修工事に向けて実施設計を行います。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくりについて」です。

行財政改革の推進に向けては、市が抱える行財政課題に全庁一丸となって対応し、行政組織の総合力を高める改革につなげるとともに、将来にわたり市民が安全で安心な生活を送ることができるよう、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

喫緊の課題である市立病院の経営改善については、専門知識を有したコンサルタント会社を活用

しながら、収支改善のための短期・中長期改善策を盛り込む経営計画を策定し、市と市立病院が一体となりスピード感を持って取り組むとともに、適正な医療従事者の確保に努めます。

「滝川市公共施設マネジメント計画」に基づき、公共施設の複合化・集約化を推進するほか、持続可能な公共施設の運営を目指すため、各公共施設の方向性を示す「個別施設計画」策定の準備を進めます。

最終年度となる財政健全化計画について5カ年の総括を行うとともに、新たな財政課題の解決に向け、事務事業や組織・人件費のさらなる見直しを進めるため、第2期財政健全化計画を策定します。

人口減少対策である「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が今年度で終了することに伴い、これまでの検証を行うとともに、国の総合戦略の改定状況も踏まえながら、期間延長や改定などの方針を決定し取り組みを進めます。

一般廃棄物最終処分場については、「嵩上げ」の手法による延命化計画に基づき、防衛省の補助事業を活用した污水处理施設整備の延命化工事に着手し、令和2年4月の供用開始を目指します。

滝川ふれ愛の里は、平成30年4月より民間の指定管理者が運営し12月にリニューアルオープンした結果、施設の利用者が増加し収支状況も大きく改善したことから、今後も民間活力を生かした施設運営ができるよう要件の整備などを行います。

ふるさと納税については、平成30年度の給付額が8億円を超える結果となったことを受け、首都圏でのPR事業を友好親善都市である栃木市と初めて共同で開催するほか、さらなる返礼品の充実に向けて新商品開発などにも取り組むなど、今後も寄附者のニーズに応えられるよう充実・強化に努めます。

中空知衛生施設組合が運営する滝の川斎苑については、改築基本計画に基づき、改築工事に着手し、令和3年4月の供用開始を目指します。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えいただきますよう心からお願いを申し上げます。

次に、補正予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

今議会に提案する補正予算案については、市政執行方針で申し上げた7つの柱に基づきながら、公共事業の拡充による経済対策、教育環境の充実や防災対策など、今求められている施策を進めるための予算を計上しました。

各会計の補正額は、一般会計8億4,632万円、介護保険特別会計71万円を追加するもので、この結果、一般会計208億8,332万円、特別会計103億4,369万円、下水道事業会計支出26億9,676万円、病院事業会計支出78億8,557万円となり、各会計の歳出総額は418億934万円で、平成30年度当初予算と比較して、1.6パーセントの増、金額では6億5,044万円の増となりました。

次に、補正予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

消費税率改定に伴う低所得者・子育て世帯への影響を緩和するため、プレミアム付商品券事業費 2 億 6, 5 6 8 万円、ブドウ栽培とワイン醸造による地域振興を図るため、地域おこし協力隊員募集経費 3 0 万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

中心市街地に外国人観光客などの受け入れ拠点を整備するため、（仮称）たきかわ観光国際交流スクエア開設事業費 1 7 3 万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

安全で円滑な通行を確保するための道路整備として、朝日町西 5 3 6 号線道路改良舗装工事など、道路新設改良事業費 3, 8 0 0 万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

停電時にも必要な電源を確保し、安全な避難所の運営を行うため、公共施設非常用電源確保事業費 6 0 2 万円、非常時における情報伝達体制の充実強化を図るため、防災無線デジタル化実施設計委託費 6 3 4 万円、冬季における道路の安全を確保し、市民生活への影響を最小限に抑えるため、除雪車両購入費 2, 1 4 0 万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

より安心して快適な学校環境を整備するため、小中学校椅子・机整備事業費 1, 2 8 2 万円、老朽化し耐震基準を満たさない現在の保育所の建てかえを支援するため、二の坂保育所整備交付金 1 億 7, 7 6 5 万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

江部乙地域のコミュニティの場として、人と情報が集う拠点を整備するため、農村環境改善センター改修実施設計委託費 3 0 0 万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物最終処分場設備延命化工事 2 億 2, 4 4 0 万円、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき、持続可能な公共施設運営を図るため、公共施設改修・解体事業費 2, 4 8 9 万円を計上しました。

次に、これらに見合う令和元年度一般会計補正予算案の歳入の主なものについてです。

主な収入といたしまして、国庫支出金 3 億 3, 4 2 8 万円、道支出金 1, 0 8 4 万円、基金繰入金 2, 3 5 6 万円、繰越金 5, 6 3 1 万円、市債 2 億 1, 8 2 0 万円を計上しました。

以上、令和元年度の市政執行方針並びに補正予算案の大綱について申し上げます。

私は、2 期目に引き続き、市民の皆様の英知と情熱を結集して、7 つの柱に基づいたまちづくりを着実に推進し、新たな時代に向け、夢と希望の持てるまちづくりに取り組んでいく決意であります。

また、大変厳しい財政状況の中、将来にわたり安定した市政運営が継続できるよう、行財政改革にも重点的に取り組んでまいります。

市議会議員の皆様、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なる審議と適切

なるご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいている文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 令和元年度の教育行政の基本的な考えと重点施策について申し上げます。

これからの社会は、人口知能やビッグデータ等の技術革新、グローバル化の進展により社会が加速度的に変化することが予想されています。国においては、第3期教育振興基本方針が策定され、「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生100年時代」を豊かに生きていくため、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が将来を展望した教育施策の重点事項と位置づけられました。

また、学校教育においては、新しい時代に求められる資質・能力を『生きて働く「知識・技能」の習得』、『未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成』、『学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養』の3つに整理し、社会や世界との接点を重視しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

こうした中、教育委員会といたしましても、教育大綱及び教育推進計画で定めた「未来を拓く『たきかわっ子』の育成」と「誰もが学び、誰でも参加できる環境づくり」という2つの基本理念に基づき、大きく変化し続ける社会において、自立し、力強く未来を拓く人づくり、生涯にわたり学び続け、生きがいを持って活躍できる環境づくりを目指し、地域（社会）と連携・協働して教育行政を推進してまいります。

初めに、「学校教育について」申し上げます。

学力向上については、児童生徒の学習内容の定着状況や課題を把握・分析し、その改善方策を計画的に推進するため、「学力向上プラン」を作成するとともに、校長のリーダーシップによる組織的な授業改善や家庭での学習習慣の確立に向けた保護者との連携など、継続的な取り組みを進めます。

また、北海道教育委員会が作成する学力向上ロードマップを活用し、重点的な課題や改善方策を共有・連携しながら、学力向上に努めます。

家庭での学習習慣の定着を図るため、学習の内容や目安等をまとめた「家庭学習の手引き」を活用し、子供の学習意欲を支える環境づくりを啓発するとともに、外部人材の登用やチャレンジテストの活用により、児童生徒の放課後及び長期休業期間中の学習機会の拡充を図ります。

体力向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、本市児童生徒の課題となっている「走力」を伸ばすため、滝川市教育振興会による体力向上事業等に積極的に取り組みます。

グローバル社会に生きる子供たちが、国内外において多様な文化を理解し、異なる言語の人々と交流していくためには、外国語教育の充実はもとより、国際感覚を磨き、多様性を理解できる能力の育成が重要です。

こうした中、小学校では次期学習指導要領への移行に伴い、外国語科及び外国語活動の授業時数が増加し、中学校では今年度の全国学力学習状況調査において英語が新たに加わります。また、大学入試においても民間英語試験が活用されるなど、英語力の強化に向け教育環境が変化しております。

本市においては、英語力の向上に重点を置き、外国語指導助手（ALT）の配置や市内中学校に整備された英語ルームの充実、放課後や長期休業期間を活用した外国語教育の充実に取り組みます。

また、「英語能力判定テスト（英検IBA）」や千歳科学技術大学との連携による自学自習システム「eラーニング」の継続的な実施を通じて、生徒がみずからの英語力を把握する機会を提供し、資格取得への意欲化を図るとともに、課題把握と授業改善に活用してまいります。

北海道教育委員会の「外国語活動巡回指導教員研修事業」を活用し、滝川第二小学校を拠点校として英語指導力の強化を図ります。

子供たちを取り巻く環境や課題が複雑化・多様化する中、学校に対する期待や役割はますます高まっており、結果として教職員の長時間勤務が顕在化しております。こうしたことから、「学校における働き方改革・教職員業務改善推進プラン」に基づき、教職員が授業や授業準備など、本来担うべき業務に専念できるよう、専門スタッフの配置や学校サポート体制を充実するなど、教職員の負担軽減を図ります。

普通学級に在籍する児童生徒に対して、きめ細やかな学習指導や教育相談などの充実を図るため、「学びサポーター」を配置するほか、特別支援学級には、日常の学校生活の介助や学習活動をサポートするため、「特別支援学級支援員」を配置します。

学校生活に不安や悩みがある児童生徒や子育て等に関する悩みがある保護者への対応を充実させるため、専門スタッフとして「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」を配置し、教育相談を推進します。

不登校や学校になじめない児童生徒の学校復帰実現に向け、「適応指導教室」において学習のおくれを取り戻す指導や多様な体験活動を通じた社会性・コミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、協定を結んでいる赤平市、新十津川町との情報共有を図ります。

市独自のサポート体制として、児童一人一人としっかり向き合い、きめ細やかな指導と見守りを行うため、小学校3・4年生を対象に「35人学級制度（少人数学級実践事業）」を引き続き推進します。

小中学校の校務用パソコン更新に合わせ、教職員の事務負担を軽減するため、公務支援システムの導入を進めるほか、北海道教育委員会の事業により明苑中学校に「スクールサポートスタッフ」を配置し、学校事務の負担軽減を図ります。

学校を核とした地域の教育力を高めるため、学校が地域住民や保護者と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育めるよう、「コミュニティ・スクール制度」を導入します。

学校のニーズを把握し、教育活動を支援する仕組みである、「学校支援地域本部事業」を推進し、技術や技能を提供する地域ボランティアを派遣するなど、学校と地域の協働性を高めます。

市内事業所と協働した「キャリア教育」を推進し、望ましい職業観・勤労観を育むとともに、将

来の地元定着への一助となるよう、ふるさとで生きることへの児童生徒の思いを深め、豊かな人間性、社会性を育成します。

いじめの未然防止や児童生徒の問題行動の把握と早期発見・早期対応を図るため、年2回の「いじめ実態調査」による実態把握と教育相談体制の確立及び情報共有を進めるとともに、「絆づくり成果交流会」を主軸とし、小中連携した「いじめのない学校づくり」に主体的に取り組む児童生徒の活動を支援します。

児童生徒の「生命を大切にすること」や「倫理観・規範意識」を育むため、道徳科授業の効果的な指導のあり方について検証する、市独自の「道徳教育推進事業」を引き続き実施し、研究成果を教職員に発信するとともに、学校が家庭・地域と一体となった双方向型の道徳科授業を推進します。

教職員が、豊かな人間性や社会性、高い指導力と技能を身につけられるよう、専門職員としての資質・能力の向上を図るとともに、教育の今日的課題に対応するため、空知教育センターと連携し、研修会等への参加促進に努めます。

東小学校において、北海道教育委員会の「学校力向上に関する総合実践事業」に取り組むことを通して、全校が1つのチームとなった包括的な学校改善を推進する「学び続ける学校」のモデルを提示し、実践の成果を市内小中学校に広げるとともに、業務の効率化や人材育成に資する新たな学校モデルを構築します。

明苑中学校において、北海道教育委員会の「中1ギャップ問題未然防止事業」に取り組むことを通して、校区の小学校との間に「中1ギャップ検討委員会」を設置し、児童の学習環境や生活環境等の変化への適応をスムーズにするとともに、児童生徒の人間関係づくりの能力の育成や小・中学校間の連携の促進、家庭や関係機関との情報共有を図るなど、中1ギャップ問題の解消に取り組みます。

特別支援教育については、滝川市教育支援委員会において、子供や保護者に寄り添った教育相談を実施し、望ましい就学の場の検討を行うとともに、福祉部局と連携して「個別の教育支援計画」を作成するなど、障がいのある子供一人一人に、早期からの適切な指導及び支援を行います。

家庭環境や心身・発達の障がいなど、子供を取り巻く諸課題の解消に向けた支援方策の検討を進めるため、家庭児童相談室、こども発達支援センター等と情報共有を行うなど、子育て支援施設との連携を強化します。

幼・保・小の連携については、「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」を江部乙小学校で開催するとともに、「小学校入学に係る引継ぎ会」などの情報交換会を開催し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と連携を図ります。

学校給食については、給食調理を専門とする民間企業が持つノウハウを活用した学校給食調理の外部委託の可能性について調査を行います。

虫歯予防のため、フッ化物洗口を中学2年生まで拡大し、歯と口腔の健康づくりを推進します。

学校の適正配置については、江部乙中学校の江陵中学校への統合に関して、統合準備委員会を設置し、環境の変化に伴う両校生徒の負担の軽減に配慮しながら、統合に向けた準備を進めます。

学校施設の整備については、滝川第二小学校体育館床改修工事を実施するほか、施設の安全点検

を定期的に行うとともに、各学校の教育環境の充実のため、児童生徒用の机・椅子の計画的な更新を進めます。

滝川西高等学校については、令和4年度より実施される新学習指導要領にのっとり、新1年生より総合的な学習の時間に「探究活動」を取り入れ、「総合的な探究の時間」として実施します。

学科転換から2年目を迎えた情報マネジメント科については、高度な専門性とマネジメント能力を備えた将来のビジネスリーダーとして、地域社会を担う人材を育成するため、地元企業と連携した商品開発や販売実習、簿記や情報処理、英検など資格の取得に取り組みます。普通科については、一人一人の進路実現を目指すため、基礎的・基本的な学力の定着を図り、選択科目により学習環境を整え、大学入試等に対応した教育を実施します。

英語教育・国際理解教育については、生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上を図るため、2名の外国語指導助手（ALT）を活用して、英語の4技能をバランスよく習得できる事業を展開します。姉妹校であるアメリカ・ロングメドール高校、並びに交流提携校であるスウェーデン・ヴィクトフェルスカ高校との短期留学事業の継続や、文部科学省の「スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）・アソシエイト校」の指定を生かした教育実践を推進します。

キャリア教育については、多様な進路を支援するため、進路ガイダンス機能を充実させ、キャリアプランニング能力を養うとともに、放課後講習などの学習支援体制の充実により、就職希望者全員の内定と国公立大学への進学者数増を目指します。

高大連携事業については、大学進学の意味を考えさせ、進路選択の一助とするために、小樽商科大学や、北海道医療大学、國學院大學北海道短期大学部等と連携し、大学見学やアクティブラーニング型の授業体験講義などを実施します。

次に、「社会教育について」申し上げます。

家庭教育支援事業については、子供たちにかかわるネットトラブルを未然に回避できるように、保護者向け情報紙の発行、PTA連合会や関係機関等と連携し、フィルタリング設定や家庭でのルールづくりなど、ネットトラブルの防止に向けた啓発を行うほか、小・中学生の携帯電話等の利用に関する意識調査を実施し、今後の対策を検討します。

次代を担う子供たちの健全な育成を推進するため、地域、町内会等で実施する登下校時の見守り活動や各青少年育成会の特色ある体験学習活動等を支援します。また、地域の教育力を高め、育成会等の活動の活性化を図るため、北海道教育委員会と連携して、地域の子供たちの育成に係る課題の検討会や地域活動の指導者等への研修会などを実施します。

生涯学習活動については、高齢者の生涯学習の環境を充実するため、昨年度、滝川生涯学習振興会事業として開講した高齢者の学びの場「いきいきカレッジ」への支援を引き続き行います。

市民の文化芸術活動を推進するため、文化団体等と連携や支援を通して、市民の芸術鑑賞、発表の機会を提供します。

また、子供たちが身近な場所ですぐれた芸術や音楽鑑賞などの体験を通して、より豊かな心や感性を育めるよう、滝川第一小学校、西小学校でプロの演奏楽団を派遣するアウトリーチ事業を実施します。

美術自然史館では、日本画家・岩橋英遠の芸術振興を図るため、特別展「道産子の魂 アトリエの英遠」を開催します。今回の特別展では、昨年NPO法人岩橋ふるさと北辰振興会から寄贈を受けた自宅アトリエに残されていた日本初公開となる貴重な作品・資料等を展示するほか、アトリエの様子も会場に再現し、今まで知られていなかった創作の過程も紹介しながら、岩橋英遠の“道産子の魂”に迫ります。

また、本年9月から北海道立旭川美術館で開催される「没後20年 岩橋英遠展」においては、同館からの要望に応え、美術自然史館が収蔵する作品を初め、スケッチ等の資料や遺品を出品するなど、英遠芸術の振興をより一層推進するため、連携を図ります。

こども科学館では、子供たちが科学への興味を持つきっかけをつくるため、「月イチリカ室」、「土曜日カひろば」等の各種事業を継続させるほか、昨年度から開設した、来館時にいつでも気軽に工作を楽しむことができるコーナー「サイエンステーブル」を引き続き常設します。

図書館については、幅広い情報を市民に提供し、より魅力のある図書館とするために、各種機関・団体、北海道内外の図書館との連携をさらに強化します。

子供の読書活動については、昨年度策定した「第2次滝川市子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備や読書活動を推進し、子供たちの読書習慣の定着を図るとともに、「滝川市立図書館を使った調べる学習コンクール」を引き続き実施し、子供たちの学ぶ力や考える力を育むほか、「調べる学習体験講座」を実施するなど、調べ学習を支援します。また、知的書評合戦「ビブリオバトル」を開催し、読書の楽しさの啓発と本の情報の共有により、中高校生への読書普及を図ります。

最後に、「スポーツの振興について」は、スポーツ学習による体力づくりを推進するため、気軽に参加できる「えべおつ丘陵地マラニック」や「たきかわコスモスマラソン」を滝川市体育協会と市民ボランティア、市内各団体と連携して開催します。

開設3年度を迎える石狩川河川敷パークゴルフ場については、豊かな自然と広大な敷地を生かして、家族やグループなどが楽しく過ごせるコミュニティの場として充実するよう、環境づくりに取り組みます。

スポーツにおけるノーマライゼーションを推進するため、小学校においてアダプテッドスポーツの出前授業を実施し、体験を通してより理解が深められるように取り組みます。

教育委員会といたしましては、新しい時代を力強く生き抜き未来のつくり手となる人づくり、みずから学び成長を続ける生涯学習の環境づくりに取り組むとともに、滝川で学び、滝川で育ったことに喜びと誇りを持つことができるよう、そして、生きがいを持って心豊かに暮らすことができるよう、学校、家庭、地域と一丸となって教育行政を全力で推進してまいります。

以上、令和元年度の教育行政執行方針について、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

もし誤読がございましたら、原稿のほう为正しいので、よろしくご理解のほどお願いいたします。
○議長 次に、議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第1号）の説明を求めます。
千田副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

なお、今年度の滝川市一般会計予算全体における会計年度の名称については、令和元年度に統一するものといたします。

今回の補正は、継続事業を中心とした当初予算に加え、新規事業など政策予算を追加補正し、年間予算として景気対策及び地方活性化を目指し、提案するものでございます。主な内容といたしましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯を対象に、消費に与える影響を緩和するために実施するプレミアム付商品券事業のための補正及び一般廃棄物最終処分場設備延命化工事に係る補正並びに二の坂保育所整備交付金の交付のための補正などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条で、歳入歳出の総額にそれぞれ8億4,631万6,000円を追加し、予算の総額を208億8,331万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

2ページから4ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5ページをお開き願います。第2表、地方債の補正でございます。まず、追加であります。防災設備等整備事業債、限度額630万円、除雪機械整備事業債、限度額570万円、保育所施設整備事業債、限度額4,730万円を追加したいとするものでございます。防災設備等整備事業債につきましては、滝川市移動系無線設備更新工事実施設計を実施するための財源としたいとするものでございます。除雪機械整備事業債につきましては、除雪機械を購入するための財源としたいとするものでございます。保育所施設整備事業債につきましては、二の坂保育所整備交付金を支出するための財源としたいとするものでございます。

次に、変更でございますが、公共施設等適正管理推進事業債2,380万円を増額し、2,440万円、一般廃棄物処理事業債1億90万円増額し、1億6,080万円、道路新設改良事業債3,420万円を増額し、1億1,480万円としたいとするものでございます。公共施設等適切管理推進事業債につきましては、滝川市立図書館新町書庫解体実施設計、一般廃棄物最終処分場地域連絡事務所解体工事、滝川市民会館解体工事及び農村環境改善センター改修工事実施設計を実施するための財源としたいとするものでございます。一般廃棄物処理事業債につきましては、一般廃棄物最終処分場設備延命化工事施工監理委託業務及び一般廃棄物最終処分場設備延命化工事を実施するための財源としたいとするものでございます。道路新設改良事業債につきましては、朝日町西536号線ほかの道路改良舗装工事のほか東町385号線の調査設計を実施するための財源としたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額363万円の増額に

つきましては、ふるさと納税の推進に要する経費の補正でございます。ふるさと納税寄附額の増加を目指し、官民一体となって取り組みを進めるため設立したふるさと発展推進会議に対して補助金を交付し、首都圏及び他府県でのシティーセールスPR事業において、滝川市の知名度向上やふるさと納税推進活動等を実施するため補正したいとするもので、費用の全額をふるさと基金から繰り入れしたいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額2,489万円の増額につきましては、ストックマネジメントの推進に要する経費の補正でございます。市庁舎サーバ室空調機改修実施設計、滝川市立図書館新町書庫解体実施設計、一般廃棄物最終処分場地域連絡事務所解体工事及び滝川市市民会館解体工事を実施するために補正したいとするもので、費用のうち379万円を施設整備政策基金から繰り入れしたいとするものでございます。

2款1項7目市民生活推進費、補正額33万6,000円の増額につきましては、消費者行政推進事業に要する経費の補正でございます。消費生活相談員の資質を向上させ、消費生活相談がより一層適正かつ迅速な対応となることを目的に、国民生活センターなどが開催する研修に相談員を積極的に参加させ、相談員のさらなるスキルアップを目指すとともに、消費教育用教材及び啓発物品を作成、配布し、地域や学校における啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が北海道消費者行政推進事業補助金で措置されるものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額105万9,000円の増額につきましては、入院助産措置に要する経費の補正でございます。非課税世帯や生活保護世帯等で経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が利用する助産施設の年間利用者数を過去の実績から3名で予算計上していたところ、4月時点で既に4名の利用申請があり、今年度の利用人数を6名の見込みとしたことから補正したいとするもので、費用のうち3名の本人負担額合計を24万9,000円と見込み、それを除いた費用の2分の1が助産措置費国庫負担金で措置されるほか、費用の4分の1が助産措置費道費負担金で措置されるものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額1億8,017万3,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、令和元年10月から幼児教育、保育の無償化に伴いシステム改修をするため、252万8,000円を補正したいとするもので、費用の全額が内閣府の子ども・子育て支援事業費補助金で措置されるものでございます。2点目は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団による二の坂保育所の整備に当たり交付金を支出するため、1億7,764万5,000円を補正したいとするもので、費用のうち1億1,843万円は厚生労働省が定める保育所等整備交付金交付要綱の基準に基づき平成31年度保育所等整備交付金で措置されるものでございます。

3款3項1目生活保護費、補正額275万円の増額につきましては、生活困窮者自立支援事業に要する経費の補正でございます。平成30年度の生活保護法の改正に伴い、令和3年1月から被保険者の生活習慣病の発症予防、重症化予防や健診受診勧奨等を推進する被保護者健康管理支援事業を必須事業として実施することとなり、事前準備として全容把握と実施前の計画立案検討に係るレセプトデータ分析業務を委託するため補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の生活困

窮者就労準備支援事業費補助金で措置されるものでございます。

４款１項１目保健衛生総務費、補正額１０５万９，０００円の増額につきましては、保健センターの運営管理に要する経費の補正でございます。平成３１年２月１日付予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正に伴い、平成３１年度から令和４年３月３１日までの間に限り風疹に係る公的接種を受ける機会がなかった昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日までの間に生まれた男性を風疹に係る定期予防接種の対象者として拡大するに当たり、システム改修を行うため補正したいとするもので、費用の２分の１が厚生労働省の緊急風しん抗体検査等事業費補助金で措置されるものでございます。

次のページをお開き願います。４款１項２目予防費、補正額３７４万円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。同様に、風疹に係る定期予防接種の対象者の拡大に伴う抗体検査委託料及びクーポン印刷委託料等の補正で、費用の２分の１が厚生労働省の緊急風しん抗体検査等事業費補助金で措置されるものでございます。

４款１項５目他会計繰出金、補正額３，１９５万６，０００円の増額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正で、２点ございます。１点目は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、低所得者の介護保険料軽減の実施をするための補正で、実施に係る費用の２分の１が国の低所得者保険料軽減負担金で措置されるほか、費用の４分の１が北海道の介護保険料軽減負担金で措置されるものでございます。２点目は、介護保険制度改正による介護職員のさらなる処遇改善及び消費税引き上げによる影響額に係る上乗せ分の介護報酬改定によるシステム改修をすることに伴う一般会計負担分を介護保険特別会計へ繰り出しするため補正したいとするもので、費用の２分の１が国の事業費補助金で措置されるものでございます。

４款２項１目じん芥処理費、補正額２億２，４４０万円の増額につきましては、ごみ最終処分場の運営管理に要する経費の補正でございます。一般廃棄物最終処分場設備延命化に伴い、施工監理委託及び延命化工事を実施するため補正したいとするもので、費用の２分の１が防衛省の防衛施設周辺対策事業費補助金で措置されるものでございます。

６款１項５目農業施設費、補正額３００万円の増額につきましては、農村環境改善センターの運営管理に要する経費の補正でございます。江部乙地区コミュニティセンターと農村環境改善センターの集約を図ることを目的に、農村環境改善センターの改修工事に着手するための実施設計を行うため、補正したいとするものでございます。

７款１項１目商工業振興費、補正額２億６，５９７万９，０００円の増額の補正についてですが、プレミアム付商品券事業に要する経費２億６，５６７万９，０００円の増額につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯を対象に、消費に与える影響を緩和することを目的にプレミアムつき商品券の販売を行うため補正したいとするもので、費用のうちプレミアムチケットの販売収入を１億９，８２０万円と見込み、それを除いた６，７４７万９，０００円が内閣府のプレミアム付商品券事業費及び事務費の補助金で措置されるものでございます。農商工連携に要する経費３０万円の増額につきましては、株式会社ＪＣＵが市内においてブドウ栽培及びワイン醸造事業を実施する子会社株式会社そらぷちファームを設立し、今年度から本格的な

事業を開始するに当たり、ブドウ栽培及びワイン醸造による地域活性化を図るため、地域おこし協力隊を採用するもので、その募集経費30万円を補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。7款1項2目観光費、補正額172万5,000円の増額につきましては、たきかわ観光国際交流スクエアの運営管理に要する経費の補正でございます。観光振興や国際交流のさらなる推進と駅前活性化を目的として、市内外観光情報の発信及び案内並びに国際交流関係情報の発信を行う（仮称）たきかわ観光国際交流スクエアを旧中央バス滝川ターミナルの一部を活用して設置するため、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの賃借料を補正したいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額3,385万3,000円についてでございますけれども、道路・橋りょうの維持に要する経費344万9,000円の増額、除雪・排雪対策に要する経費2,988万5,000円の増額、流雪溝の維持管理に要する経費51万9,000円の増額につきましては、平成31年3月に公共工事労務単価が改定されたことにより、既に発注している委託料等も含め、今後不足する見込みである各経費についてそれぞれ補正したいとするもの及び除雪機械整備計画に基づき更新している除雪機械のうち小型ロータリー除雪車を購入するため補正したいとするもので、費用のうち1,426万6,000円は除雪車購入に伴う社会資本整備総合交付金で措置されるものでございます。また、流雪溝の維持管理分としては、国土交通省から維持管理費81パーセントに当たる42万円が流雪溝維持管理委託金として財源措置されるものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額3,800万円の増額につきましては、道路新設改良事業費の補正でございます。道路新設改良事業としては、朝日町西536号線ほかの道路改良舗装工事等のほか、今後実施を検討している東町385号線の調査設計を実施するため補正したいとするもので、費用のうち300万円を施設整備政策基金から繰り入れしたいとするものでございます。

8款3項1目河川維持費、補正額12万7,000円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。平成31年3月に公共工事労務単価が改定されたことにより、本年度の補修等委託料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものでございます。

8款4項3目公園管理費、補正額56万7,000円の増額につきましては、公園の管理に要する経費の補正でございます。同様に公共工事労務単価が改定されたことにより、本年度の公園管理等委託料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものでございます。

9款1項2目防災費、補正額1,236万1,000円の増額につきましては、防災に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、無線設備規則の改正に伴い、次期免許更新時期の令和3年5月31日で現在使用中の移動系の防災行政無線32台が使用不可となることから、更新工事に必要な実施設計をするため634万円を補正したいとするものでございます。2点目は、昨年9月6日の北海道胆振東部地震によるブラックアウトの経験を踏まえ、市内避難所のスポーツセンター第1体育館及び東滝川地区転作研修センターにおける暖房等の電源確保のため、非常用発電機による電源確保を可能とするために必要な電気工事及び発電機を購入するため602万1,000円を補正したいとするもので、費用のうち467万8,000円は、北海道市町村振興協会設立40周年特別支援事業、市町村防災減災対策事業推進交付金で措置されるほか、寄附者の意向により、ま

ち全般にとご寄附を賜りました１００万円を財源とし、残り３４万３，０００円につきましてはふるさと基金から繰り入れしたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。１０款１項３目教育振興費、補正額１２９万円の増額につきましては、特別支援教育の推進に要する経費の補正でございます。市内小中学校の特別支援学級においては、障がい者の児童生徒生活介護や学習支援を目的に、特別支援学級支援員を在籍する児童生徒数の人数や障がいの程度、教員定数などの実態を考慮した上、市内小中学校８名体制により配置することとしておりましたが、在籍児童生徒数の増加に対応するため、東小学校の支援員を１名増員したいとするものでございます。

１０款２項１目学校管理費、補正額１，２８２万１，０００円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。市内小学校の机、椅子が老朽化していることから、更新を実施する事業で、今年度につきましては滝川第二小学校の机、椅子４５３台及び西小学校の机、椅子３１３台を更新するため補正したいとするもので、費用のうち１，２８０万円はふるさと基金から繰り入れしたいとするものでございます。

１０款６項４目図書館費、補正額２６０万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により、図書購入のためにとご寄附を賜りました２６０万円を財源といたしまして、一般書などを購入したいとするものでございます。

以上、歳出合計で８億４，６３１万６，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１４款１項２目民生費負担金から１７款１項２目衛生費負担金までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをごらんください。１７款２項３目衛生費補助金から２０款２項１目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

２１款１項繰越金は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２２款５項２目雑入から２３款１項７目民生債までは、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で８億４，６３１万６，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

済みません。ちょっと訂正させていただきたいと思います。最初に、冒頭申し上げました令和元年度滝川市一般会計補正予算（第２号）と私は申し上げましたが、（第１号）が正しいものでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長 長 次に、議案第２号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第２号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定において介護保険料軽減の対象者及び軽減割合の拡大に伴う財源振りかえの補正と介護報酬改定に伴うシステム改修のための増額補正となります。

1 ページをごらんください。第 1 項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 4 0 億 3, 9 0 3 万 5, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところです。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 7 1 万 3, 0 0 0 円をシステム改修委託料として増額するもので、歳出合計で 7 1 万 3, 0 0 0 円の増額となります。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者介護保険料、補正額 2, 0 5 2 万 5, 0 0 0 円の減は、介護保険料軽減による収入減を見込み、2 款 2 項 5 目事業費補助金、補正額 3 5 万 6, 0 0 0 円の増は、歳出に伴う国庫補助金の増、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 3, 1 9 5 万 6, 0 0 0 円の増は、介護保険料の軽減及び対象者拡大に必要な財源を一般会計から補填するものです。

2 目介護給付費準備基金繰入金、補正額 1, 1 0 7 万 4, 0 0 0 円の減は、市独自軽減分の財源として基金繰り入れを解消、歳入合計で 7 1 万 3, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 次に、議案第 7 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 7 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

介護保険制度改正により、平成 2 7 年 4 月から保険料第 1 段階の方に消費税を財源とした公費投入による介護保険料軽減を実施しておりますが、本年 1 0 月の消費税率引き上げに伴い、対象者及び軽減割合の拡大をするため改正したいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第 1 条では、現行保険料第 1 段階のみ軽減しているものを令和元年度における保険料率を第 1 段階で現行の保険料基準額の 0. 4 から 0. 3 7 5 へ、第 2 段階で 0. 7 5 から 0. 6 2 5 へ、第 3 段階で 0. 7 5 から 0. 7 2 5 へ対象者を拡大し、半年分の軽減割合を拡大するものです。

第 2 条では、令和 2 年度より第 1 段階を 0. 3 へ、第 2 段階を 0. 5 へ、第 3 段階を 0. 7 へと軽減割合を拡大するものです。

附則として、第 1 条の施行期日を公布の日とし、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用したいとし、第 2 条は令和 2 年 4 月 1 日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 次に、議案第 8 号 滝川市民会館条例を廃止する条例の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第 8 号 滝川市民会館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

滝川市民会館は、昭和 5 7 年に設置以降、講習会や研修会等を初め多くの市民の生活、芸術文化等の向上に資するさまざまな活動の実践を支えてきたところでございますが、利用者数の減少のほ

か、まちづくりセンターの開設等の状況も踏まえ、平成25年3月末から休館としていたところでございます。休館後もさまざまな角度から施設の活用方策を探ってきたところでございますが、施設の老朽化の進行に加え、特に近年台風や大雪の際に一部屋根の剝離や外階段踊り場の損壊が生じるなど、隣接する通学路を初め周辺環境への安全の確保といった面からも、これ以上施設維持は困難であるとの判断のもと、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき計画的な公共施設のあり方の見直しを進めている中、公共施設等適正管理推進事業債の活用により財政負担の緩和を図り、令和元年6月30日をもって滝川市民会館を廃止したいとするものであります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 以上をもちまして令和元年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針並びに議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第8号 滝川市民会館条例を廃止する条例の説明を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、5月30日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

ここで追加日程表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時33分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第8から第15までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第8 議案第3号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長 長 日程第8、議案第3号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました議案第3号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明いたします。

条例を改正する趣旨でございますが、平成28年11月18日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が成立し、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに、2パーセント引き上げることとされております。また、これを踏まえた国の予算も平成31年3月27日に成立していることから、本市においても使用料等につきまして消費税及び地方消費税の適正な転嫁を行うため、関係条例を整備したいとするものです。

第1条で滝川市コミュニティセンター条例の一部改正を、第2条で滝川市まちづくりセンター条例の一部改正を、第3条で滝川市行政財産使用料条例の一部改正を、第4条で滝川市学校校舎等使用条例の一部改正を、第5条で滝川市教育支援センター条例の一部改正を、第6条で滝川市文化センター条例の一部改正を、第7条でたきかわホール条例の一部改正を、第8条で滝川市公民館条例の一部改正を、第9条で滝川市航空科学センター条例の一部改正を、第10条で滝川市美術自然史館条例の一部改正を、第11条で滝川市こども科学館条例の一部改正を、第12条で滝川市スポーツセンター条例の一部改正を、第13条で滝川市B&G海洋センター条例の一部改正を、第14条で滝川市児童館条例の一部改正を、第15条で滝川市老人福祉センター条例の一部改正を、第16条で滝川市三世代交流センター条例の一部改正を、第17条で滝川市身体障害者福祉センター条例の一部改正を、第18条で滝川市地域ふれあいセンター条例の一部改正を、第19条で滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正を、第20条で滝川市墓地管理使用条例の一部改正を、第21条で滝川市農村環境改善センター条例の一部改正を、第22条で滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部改正を、第23条で滝川市丸加高原健康の郷条例の一部改正を、第24条で滝川ふれ愛の里条例の一部改正を、第25条で総合交流ターミナルたきかわ条例の一部改正を、第26条で滝川市営住宅条例の一部改正を、第27条で滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部改正を、第28条で滝川市都市公園条例の一部改正をそれぞれ行うものです。

附則といたしまして、施行期日は平成31年10月1日とし、経過措置といたしまして、この条例の施行の際現に施設の使用又は利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用又は利用に係る使用料の額又は利用料金の上限額については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(何事か言う声あり)

○総務部次長 申しわけございません。附則といたしまして、施行期日は令和元年10月1日とするものでございます。訂正いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第9 議案第4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回提出しております一部改正条例のもともとの条例、ちょっと長いのですが、滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例は、個人番号、マイナンバーを利用するためには法律の規定により条例で定めることとされているため、市として個人番号、マイナンバーを利用する事務について定めている条例でございます。今までは法律に基づく事務についてのみマイナンバーを利用していたところですが、今回改正するのは滝川市の独自事務である乳幼児等医療費助成、重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成において市民の手続の簡素化と行政事務の効率化を図るため、マイナンバーを利用し、他市町村との情報連携を進めるため、それぞれの事務を行うために必要となる特定個人情報の規定するための改正です。

条例改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案参考資料をごらんください。第4条、個人番号の利用の範囲でございますが、この条文は個人番号の利用範囲を規定した条文でございます。第1項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定する独自利用に関する事務を別表に定めるというものです。第2項は、滝川市の内部においてマイナンバーを独自利用することができることを規定するための条文です。第3項は、文言の整理です。第4項は、この条例によって必要な個人情報が得られた場合は、当該情報に係る書面の提出があったものとみなし、その書類の提出は不要とするための規定です。

最後、ページの下にほうになりますが、別表、第4条関係でございます。今回新たに独自利用するとして規定する事務と、それぞれの事務において利用可能とする特定個人情報でございます。事務につきましては、乳幼児等医療の関係の事務、それから重度心身障害者の医療に関する事務、ひ

とり親家庭等の医療に関する事務で、それぞれ利用する特定個人情報につきましては、3つの事務とも共通するのが住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報です。それに加えて、2つ目の重度心身障害者医療費助成に係る事務では身体障がい、精神障がい、知的障がいに関する情報が加わります。

最後になりますけれども、附則でございます。本条例の施行期日を令和2年2月1日からとすること、それから施行のための準備行為では、施行日前においてもできることとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第10 議案第5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

滝川市民生活条例は、乳幼児医療費、入院助産、敬老特別乗車証などの助成事業等につきまして、それぞれ対象となる要件や申請等の事務手続を定めている条例でございます。今回その一部について改正したいとするのは、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の助成を受けるための申請期間の規定につきまして、起算日の表現を明確化し、市民の皆様にわかりやすくすること、また各種医療保険の高額療養費等の給付を受ける権利が2年であることとの一体化を図り、医療費助成の受給者にとって使いやすい制度としたいとするためのものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案第5号参考資料をお開き願います。第56条、権利の消滅は、この条例による権利が消滅する場合の規定について定めた条文でございます。第1項、乳幼児医療費等、3つの医療費助成を受ける権利について定めるもので、権利を生じた日から1年間申請を行わなかったときを保険医療機関等において、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときに改正するほか、一部文言を整理するものでございます。

附則で、この条例は、令和元年8月1日から施行するものでございます。

以上を申し上げまして議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 済みません。条例の名前は、滝川市民福祉条例です。済みません。読み間違えて、申しわけありませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第11 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第11、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成30年6月27日に公布され、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び関係政令等の改正に伴い、災害援護資金に係る貸付利率、償還方法、保証人について市町村の判断によることが

できるとされたことから、本市の関係条例について改正したいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第2条及び第13条は文言の整理、第14条では援護資金貸付利率を延滞の場合を除き無利子とし、第15条では第1項で月賦償還を加え、第2項で貸付利率無利子による文言整理、第3項で保証人の削除及び文言整理を行うものです。

附則として、施行期日を公布の日とし、平成31年4月1日から適用したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第9号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第12、議案第9号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第9号についてご説明を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、田代雄一氏が令和元年6月26日で任期が満了となります。このため、後任として再度田代雄一氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

田代雄一氏の略歴書につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第13 議案第10号 訴えの提起について

○議 長 日程第13、議案第10号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第10号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

訴えの相手方は、平成20年(ワ)第1840号、損害賠償請求事件で債権が確定した5個人と1法人のうち、死亡した1個人及び既に実態のない1法人を除く4個人であります。

訴えの趣旨として、債権の債務者に対して連帯して市がこうむった損害金3,460万円及びこれに対する遅延損害金の支払い義務があることを確認する訴えを提起するものです。これは、前回の提訴及び債権の確定から10年が経過することから、時効の中断を目的とするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第14 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議 長 日程第14、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨でございますが、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更したいとするものであります。

なお、一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体の協議によりこれを定めなければならないことから、構成市である滝川市として本議案を提出するものであります。

議案本文の記以下でございますが、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であり、今ほど提案の趣旨を申し上げましたとおり名称変更に伴う別表の改正を行いたいとするものでありますので、お目通しをお願いいたします。

附則として、この規約は、地方自治法の規定による総務大臣の許可の日から施行したいとするものであります。

以上、議案第11号の説明とします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、丸山健氏が令和元年9月30日で任期満了となるため、後任の候補者として丸山健氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、丸山氏の略歴につきましては参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決定いたしました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、5月28日から6月5日までの9日間を休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、5月28日から6月5日までの9日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時58分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員